

家計急変の場合の提出書類について

以下の書類を、山口県学事文書課に提出してください。

- 高校生等奨学給付金受給申請書 ※受給申請書に記載の添付書類をあわせて提出してください
- 在学証明書(高等学校就学支援金等の受給権の状況を記載)
- 奨学のための給付金申請に係る収入状況確認書
- 口座振替申出書
- 保護者全員の令和8年度所得・課税証明書(人数、金額等省略されていないもの)
- 家計急変の発生時期、発生事由、家計急変後の収入状況のわかるもの
 - 給与収入の方
 - ・離職の場合
離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書 など
 - ・収入減の場合
会社作成の給与支払見込証明書(収入が減少した月から向こう1年間)、
※賞与も含みます
給与減少前と給与減少後(3ヶ月分)の給与、賞与支給明細書、
雇用条件通知書 など
 - 事業収入の方
 - ・廃業等の場合
廃業等届出、破産宣告通知書 など
 - ・収入減の場合
毎月の収支(売上、必要経費等)を示す書類(帳簿等)
- 令和7年分確定申告で提出された「所得税青色申告決算書」または「収支内訳書」
(事業収入の方のみ)
- 高校生等の国籍・在留資格・在留期間等が確認できる書類
例:住民票の写し(市町村の発行したもの。原本。コピー不可。)、特別永住者証明書または在留カード
- 小学校、中学校及び高校等の卒業証書の写し又は卒業証明書
※高校生等が外国籍であって在留資格が家族滞在かつ日本で就労する意思がある場合のみ提出
※高校等の卒業証書の写し又は卒業証明書は、専攻科生徒のみ提出
- 「扶養誓約書」
※親権者や未成年後見人等が存在しない場合等に主たる生計維持者1名分または高校生等本人の課税証明書を提出する場合のみ提出
- 「扶養親族申告書」
※専攻科の生徒のうち、生計維持者全員の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計額が105,500円以上264,500円未満であって、扶養する子の数が3人以上である世帯のみ提出